

函 福 管
令和4年(2022年)3月18日

民生常任委員会委員 様

保 健 福 祉 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

1 配付資料

- 指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定の一部効力停止について

(保健福祉部管理課)

指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定の一部効力停止について

株式会社ユニマツト リタイアメント・コミュニティが設置している「日吉ショートステイそよ風」について、本市は、令和3年12月27日に実施した監査の結果、次のとおり、介護保険法第77条第5号および第115条の9第10号に該当する事実が認められたため、令和4年3月18日付で、指定の一部効力を停止することとした。

1 指定の一部効力停止となる事業者等

- (1) 事業者名 株式会社ユニマツト リタイアメント・コミュニティ
- (2) 代表者名 代表取締役 中川 清彦
- (3) 事業所名 日吉ショートステイそよ風
- (4) 事業所所在地 函館市日吉町2丁目39番15号
- (5) サービス種別 短期入所生活介護, 介護予防短期入所生活介護
- (6) 指定年月日 平成26年10月22日

2 指定の一部効力停止期間

令和4年4月1日から令和4年6月30日までの3月間

3 指定の一部効力停止（新規利用者の受入停止3月）の理由および根拠法令

令和3年11月9日の7時～9時にかけて、介護職員1名が利用者1名に対し、身体の安全に危害を及ぼす身体的虐待および人格の尊厳を著しく損なう言動による心理的虐待を行なった。（介護保険法第77条第5号および第115条の9第10号）

4 指定の一部効力停止に至る経緯

令和3年11月10日	事業者から虐待の第一報
11月25日	事業者から事故報告書の提出
12月27日	監査の実施
令和4年 3月 8日	指定の一部効力停止（新規利用者の受入停止3月）の処分にあたり、行政手続法第13条の規定に基づき聴聞を実施
3月18日	処分通知
4月 1日 ～ 6月30日	指定の一部効力停止（新規利用者の受入停止3月）